

○身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程高速鉄道施行細則

平成20年9月12日

高速鉄道部長決定

改正 令和2年10月1日

令和3年9月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程（昭和42年12月交規程第22号。以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再発行等の取扱い)

第2条 神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程（平成18年9月交規程第3号。以下「IC乗車券規程」という。）第22条及び神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程高速鉄道取扱細則（平成18年9月参事（運輸・サービス担当）決定。）第22条の規定にかかわらず、本市高速鉄道の駅では福祉乗車証、福祉乗車証〈介護付乗車証〉及び介護者用通行証（以下「福祉乗車証等」という。）並びに敬老優待乗車証の即時再製を行わないものとする。

2 磁気券で交付される小児福祉乗車証、小児福祉乗車証〈介護付乗車証〉及び小児介護者用通行証（以下「小児福祉乗車証等」という。）の再発行等の取扱いは、別に定めるところによるものとする。

(使用制限又は停止の場合の料金の取扱い)

第3条 福祉乗車証等又は敬老優待乗車証が発行者により使用制限又は停止を行われていることが係員処理端末により確認できた場合は、普通料金を収受する。

(払戻しの特例)

第4条 福祉乗車証等の発行者から神戸市福祉乗車証払戻通知書（様式第3号）又は敬老優待乗車証の発行者から神戸市敬老優待乗車証払戻通知書（様式第4号）（以下「払戻通知書」という。）の交付を受けた者は、IC乗車券規程第23条の規定にかかわらず、当該乗車証のSF残額の払戻しを請求することができる。

2 払戻通知書を本市高速鉄道の駅に持参した者が前項の規定による払戻しを申し出た場合は、以下のとおり取扱うものとする。

- (1) 払戻通知書を受理し、SU番号により残高の確認をする。
- (2) 残高が確認できたら、当該額を払戻通知書を持参した者に現金で払戻す。
- (3) 払戻通知書は、駅で預かる。

(福祉特別乗車票の取扱い)

第5条 盗難，不良，破損等の事由により発行者に福祉乗車証等の再交付を申請し，神戸市福祉乗車証特別証（様式第5号）の交付を受けた者は，当該特別証の有効期間内に限り，当該特別証を駅窓口で提示し，福祉特別乗車票を発行されることにより，無料の取扱いを受けることができる。

（敬老優待乗車券）

第6条 盗難，不良，破損等の事由により発行者に敬老優待乗車証の再交付を申請し，神戸市敬老優待乗車証制度特別証（様式第6号）の交付を受けた者は，当該特別証の有効期間内に限り，当該特別証を駅窓口で提示し，優待料金で敬老優待乗車券を購入することができる。

2 敬老優待乗車券については，神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。）第8条，第12条，第13条，第13条の2，第16条，第18条，第20条，第24条，及び第26条の規定中「普通券」とあるのを「敬老優待乗車券」と，「普通料金」とあるのを「優待料金」と読み替えて適用する。

（定期券自動発売機）

第7条 規程第7条で定める定期券は，高速鉄道乗車料規程第12条の2で規定する定期券自動発売機では発売しないものとする。

附 則

この細則は，平成20年9月16日から施行する。

附 則

この細則は，平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日）

この細則は，令和2年10月1日から施行する。

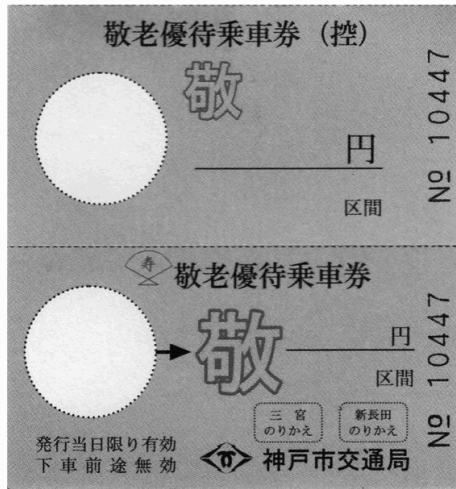
附 則（令和3年9月1日）

この細則は，令和3年9月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）＜福祉特別乗車票＞



様式第2号（第3条関係）＜敬老優待乗車券＞



〈神戸市福祉乗車証払戻通知書〉

神戸電鉄株式会社
 北神急行電鉄株式会社 御中
 神戸新交通株式会社
 神戸市交通局

区役所
北須磨支所

+

申請日	平成	年	月	日	
フリガナ					
氏名	(印)				
カード番号 <small>(カード裏面記載)</small>	S	U			
払戻し可能日	20		年		月
					日
カード残高					円
	<input type="checkbox"/> カード紛失・盗難等 <input type="checkbox"/> カード破損・IC不良				

+

区役所等受付	駅受付

〈神戸市敬老優待乗車証払戻通知書〉

神戸電鉄株式会社
 北神急行電鉄株式会社
 神戸新交通株式会社
 神戸市交通局

区役所
北須磨支所

申請日	平成 年 月 日		
フリガナ			
氏名	(印)		
カード番号 <small>(カード裏面記載)</small>	S U □		
払戻し可能日	2 0 □ □ 年 □ □ 月 □ □ 日 以降		
カード残高	□ □ □ □ □ □ 円	<input type="checkbox"/>	カード紛失・盗難等
		<input type="checkbox"/>	カード破損・IC不良

カード裏面のコピー貼付欄

カード裏面のコピーをしっかりと
のり付けしてください。
(カード紛失・盗難等の場合は不要)

区役所等受付

駅受付

※ この通知書を別紙に記載の窓口へ持参し、払戻しを受けてください。
(注意事項)

- 残高の確定に3日かかります。
- カード残高は払戻し額を保証するものではありません。
- カードの紛失や不良等の時は区役所では残高を確認できませんので、上記交通事業者の駅において確認した残高が払戻し額となります
- 本通知書が訂正されている場合は、無効となります。受取時に確認してください。
- 本通知書の有効期間は、受付日から1年間です。

②

(払戻窓口提出用)

〈神戸市敬老優待乗車証払戻通知書〉

神戸電鉄株式会社
 北神急行電鉄株式会社 御中
 神戸新交通株式会社
 神戸市交通局

区役所
北 須 磨 支 所

申 請 日	平成	年	月	日																
フリガナ																				
氏 名	(印)																			
カード番号 <small>(カード裏面記載)</small>	S	U																		
払戻し可能日	2	0			年			月			日	以降								
カード残高						円			<input type="checkbox"/> カード紛失・盗難等 <input type="checkbox"/> カード破損・IC不良											

区役所等受付	駅受付

③

(払戻窓口→高齢福祉課提出用)

様式第6号（第6条関係）＜神戸市敬老優待乗車制度特別証＞

神戸市敬老優待乗車制度 特別証		【本証の利用可能交通機関およびご利用方法】 （神戸市内乗降に限る） 神戸市バス、山陽バス、神戸バス、神戸シーバス、 阪神バス、阪急バス ●乗車時に本証を提示し、優待料金をお支払いください。 ●ご利用可能が敬老バスの対象地域は、対象外の地域にま いる場合は、優待料金を追加して乗車可能な乗車料 金をお支払いください。 ●神戸市地下鉄 ●駅窓口で本証を提示し、優待料金をお支払い求めの 上に乗車ください。 ●ポートライナー・六甲ライナー ●本証が有効な乗降の駅口で本証を提示し、優待料金を お支払い求めの上、ご乗車ください。 ●ポートライナー・六甲ライナーの優待乗車料は、1車に最 大で10名まで購入可能です。また、本証の有効期限内に買 入回数に限りがあります。（同一日の購入はできません） 購入し方ができませんのでご注意ください。							
訂正無効 【名義人に限り使用できます。】 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 見本 様 No. H23年度		【注意事項】 本証は複製・写し・転写できません。 本証を不正に使用した場合は、乗降停止します。							
		新交遊購入履歴印刷欄 <table border="1"> <tr> <td>枚</td> <td>枚</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>枚</td> <td>枚</td> <td>枚</td> </tr> </table> 購入枚数をよくご確認のうえ、ご購入ください。		枚	枚	枚	枚	枚	枚
枚	枚	枚							
枚	枚	枚							